

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第7号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
組 織	職 員		組 織	職 員	
[略]			[略]		
知事事務部局	本庁	企画理事 部長 復興局長 会計管理者 I L C 推進局長 出納局長 統括調査 監 理事 技監 副部長 副局長 担当 技監 企画室の室長 首席調査監 総務 室長 総合防災室長 首席ふるさと復興 監 地域復興室長 県北・沿岸復興室長 国際室長 交通政策室長 科学・情報 政策室長 台風災害復旧復興推進室長 オリンピック・パラリンピック推進室長 廃棄物特別対策室長 若者女性協働推 進室長 医療政策室長 子ども子育て支 援室長 医師支援推進室長 定住推進・ 雇用労働室長 ものづくり自動車産業振 興室長 観光・プロモーション室長 競 馬改革推進室長 県産米戦略室長 首席 I L C 推進監 総括課長 総括調査監 調査監 儀典調整監 総務事務センター 所長 地域企画監 国際監 総括新型コ ロナウイルス感染症対策監 医師支援推 進監 競馬改革推進監 県産米戦略監 会計指導監 課長及び担当課長（部局等 若しくは出納局又は室課等の人事、給与 又は服務に関する事務を総括する者に限 る。） 法務・情報公開課長 総務室の 特命課長 給与人事担当課長 組織担当 課長 調査担当課長 予算担当課長 管 財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 審査課長 主任主査及び主査（部局等 又は出納局の主管室課等において人事、	知事事務部局	本庁	企画理事 部長 会計管理者 I L C 推 進局長 出納局長 統括調査監 理事 技監 副部長 副局長 担当技監 室長 首席調査監 首席ふるさと復興監 首 席 I L C 推進監 総括課長 総括調査監 調査監 儀典調整監 総務事務センタ ー所長 総括危機管理監 地域企画監 医師支援推進監 競馬改革推進監 県産 米戦略監 会計指導監 課長及び担当課 長（部局等若しくは出納局又は室課等の 人事、給与又は服務に関する事務を総括 する者に限る。） 法務・情報公開課長 総務室の特命課長 給与人事担当課長 組織担当課長 調査担当課長 予算担 当課長 管財課の管理担当課長 職員福 祉担当課長 審査課長 主任主査及び主 査（部局等又は出納局の主管室課等に おいて人事、給与又は服務に関する事務を 担当する者に限る。） 政策企画部の主 任主査及び主査（調査に関する事務を担 当する者に限る。） 秘書課の主任主査 及び主査（秘書の事務を担当する者に限 る。） 総務室の主任主査及び主査（法 務に関する事務を担当する者に限る。） 人事課の給与人事又は組織に関する事 務を担当する主任主査及び主査並びに人 事又は給与に関する事務を担当する主任 及び当該事務の企画を担当する主事 財 政課の主任主査及び主査（財政改革又は

		給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。) 政策企画部の主任主査及び主査(調査に関する事務を担当する者に限る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 総務室の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 人事課の給与人事又は組織に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 並びに守衛長
出先機関	広域振興局	局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 審査指導監 部の室長 管理主幹 センター所長 整備事務所長 <u>ダム建設事務所</u> 総務課長 林務出張所長
	東京事務所	[略]
	消防学校	[略]
	[略]	[略]
	産業技術短期大学校	副校長 事務局長 教育部長
	[略]	[略]
	花巻空港事務所	[略]
	<u>東日本大震災津波伝承館</u>	副館長 総務課長

		予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 並びに守衛長
出先機関	広域振興局	局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 審査指導監 部の室長 管理主幹 センター所長 整備事務所長 総務課長 林務出張所長
	東京事務所	[略]
	<u>東日本大震災津波伝承館</u>	副館長 総務課長
	消防学校	[略]
	[略]	[略]
	産業技術短期大学校	<u>校長</u> 副校長 事務局長 教育部長
	[略]	[略]
	花巻空港事務所	[略]

教育委員会事務局長等	事務局	本庁	教育局長 教育次長 <u>教育企画室長</u> 総括課長 教育企画推進監 課長及び担当課長（室及び課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 小中学校人事課長 県立学校人事課長 <u>高校改革課長</u> 教育企画室の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事
			[略]
	教育機関		[略]
		美術館	[略]
		中学校	[略]
		[略]	[略]

教育委員会事務局等	事務局	本庁	教育局長 教育次長 <u>室長</u> 総括課長 教育企画推進監 <u>学校教育企画監</u> 課長及び担当課長（室及び課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） <u>高校改革課長</u> 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 小中学校人事課長 県立学校人事課長 教育企画室の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事
			[略]
	教育機関		[略]
		美術館	[略]
		野外活動センター	所長 次長
	中学校	[略]	[略]
		[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。